

「日本内航海運組合総連合会」との協定締結について

「南海トラフ地震」により広範囲で甚大な被害が予想され、県土の多くが海に囲まれている本県にとりましては、物資や人員の輸送路を確保する上で「海上輸送」が重要な役割を果たすことから、「災害時における船舶による輸送等に関する協定」を「日本内航海運組合総連合会」と締結しました。

これにより、大規模災害時には、近県のみならず被災を免がれた地域からの広域的な支援が可能となります。

1 協定の相手方

日本内航海運組合総連合会
会長 上野 孝（うえの たかし）氏
（国内のほぼ全ての貨物船の関係者が所属）

2 協定の業務内容

- ・ 災害救助に必要な救援物資等の貨物輸送業務
- ・ 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務
- ・ その他県が必要とする船舶による応急対策業務

3 県の取り組み状況等

船舶による災害時の輸送等に関する基本協定書
（被災者や災害応急対策に必要な要員の輸送業務等を対象）

- ・ 南海フェリー株式会社 平成16年11月30日
- ・ オーシャントランス株式会社 平成20年 3月21日